



2020年5月29日

各 位

会社名 株式会社 エスクリ
 代表者名 代表取締役社長 渋谷 守浩
 (コード番号: 2196 東証第一部)
 問い合わせ先 執行役員管理本部長 吉瀬 格
 (TEL. 03-3539-7654)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月30日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

コーポレート・ガバナンスの強化を目的に、経営の透明性・客観性の確保の観点から、取締役会の任意の諮問機関に関する規定を新たに設けるものであります。なお、指名報酬委員会の設置については、定款に定めることによってこの方針を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第7章 指名報酬委員会</u>
(新 設)	<u>(指名報酬委員会の設置)</u>
	<u>第46条 取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。</u>
(新 設)	<u>(指名報酬委員の選任)</u>
	<u>第47条 指名報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催される取締役会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(指名報酬委員会への諮問事項)</u>
	<u>第48条 指名報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、指名報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</u>
	<u>1. 株主総会に提出する取締役候補の選任および解任に関する議案</u>
	<u>2. 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案</u>
	<u>3. 取締役ごとの具体的な報酬額</u>
	<u>4. その他、取締役選解任および取締役報酬に関する事項</u>
(新 設)	<u>(指名報酬委員会規程)</u>
	<u>第49条 指名報酬委員会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める指名報酬委員会規程による。</u>
第7章 計算	第8章 計算
第46条～第49条 (条文省略)	第50条～53条 (現行どおり)

3. 日程

株主総会開催日 2020年6月30日(火曜日) (予定)
 定款変更の効力発生日 2020年6月30日(火曜日) (予定)

以 上